

《改正特許法及び実施細則の施行に関する関連審査業務処理の経過措置》 に関する公告（第 559 号）

改正後の特許法及び実施細則の円滑な実施を保障し、その中の審査業務に関する関連条項の改正特許法実施細則発効実施前後の具体的な適用規則を明確にするため、国家知識産権局は「改正特許法及び実施細則の施行に関する関連審査業務処理の経過措置」を制定してここに公布し、2024 年 1 月 20 日から施行する。
ここに公告する。

国家知識産権局 2023 年 12 月 21 日

改正特許法及び実施細則の施行に関する関連審査業務処理の経過措置 (和訳)

关于施行修改后的专利法及其实施细则 相关审查业务处理的过渡办法	改正特許法及び実施細則の施行に関する関連審 査業務処理の経過措置
<p>第一条 申请日在 2021 年 6 月 1 日以后（含该日，下同）的专利申请以及根据该专利申请授予的专利权适用修改后专利法的规定。申请日在 2021 年 6 月 1 日前（不含该日）的专利申请以及根据该专利申请授予的专利权适用修改前专利法的规定，但本办法以下各条的特殊规定除外。</p> <p>申请日在 2024 年 1 月 20 日以后（含该日，下同）的专利申请以及根据该专利申请授予的专利权适用修改后专利法实施细则的规定。申请日在 2024 年 1 月 20 日前（不含该日）的专利申请以及根据该专利申请授予的专利权适用修改前专利法实施细则的规定，但本办法以下各条的特殊规定除外。</p> <p>除另有规定外，本办法所称的申请日是指专利法第二十八条规定的申请日。</p> <p>第二条 自 2024 年 1 月 20 日起，依照专利法第十八条第一款的规定委托专利代理机构在中国申请专利和办理其他专利事务的申请人或者专利权人可以适用修改</p>	<p>第 1 条 出願日が 2021 年 6 月 1 日以降（当該日を含む、以下同じ）の特許出願及び当該特許出願に基づき付与された特許権は、改正特許法の規定を適用する。出願日が 2021 年 6 月 1 日より前（当該日を含まない）の特許出願及びその特許出願に基づき付与された特許権は、本経過措置の以下の各条の特殊な規定を除き、改正前の特許法の規定を適用する。</p> <p>出願日が 2024 年 1 月 20 日以降（当該日を含む、以下同じ）の特許出願及び当該特許出願に基づき付与された特許権は、改正特許法実施細則の規定を適用する。出願日が 2024 年 1 月 20 日より前（当該日を含まない）の特許出願及び当該特許出願に基づき付与された特許権は、本経過措置の以下の各条の特殊な規定を除き、改正前の特許法実施細則の規定を適用する。</p> <p>別途規定がある場合を除き、本経過措置でいう出願日とは、特許法第二十八条に規定される出願日を指す。</p> <p>第 2 条 2024 年 1 月 20 日より、特許法第十八条第一項の規定に従って特許代理機構に委託して中国で特許出願及びその他の特許事務を取り扱う出願人又は特許権者は、改正特許法実施細則第</p>

<p>后的专利法实施细则第十八条的规定,自行办理相关业务。</p> <p>第三条 自 2024 年 1 月 20 日起,申请人可以依照修改后的专利法实施细则第三十六条第三十七条的规定,请求恢复优先权、增加或者改正优先权要求。</p> <p>第四条 首次递交日在 2024 年 1 月 20 日以后的,申请人可以依照修改后的专利法实施细则第四十五条的规定,以援引在先申请文件的方式补交文件。</p> <p>第五条 提交分案申请的日期在 2024 年 1 月 20 日以后的,申请人依照修改后的专利法实施细则第四十九条的规定,无需提交有关副本。</p> <p>第六条 申请人对进入日为 2024 年 1 月 20 日以后的发明、实用新型国际申请,依照修改后的专利法实施细则第一百二十一条的规定办理进入中国国家阶段的手续。 自进入日起两个月期限届满之日为 2024 年 1 月 20 日以后的,申请人可以依照修改后的专利法实施细则第一百二十八条的规定,请求恢复优先权。</p> <p>第七条 自 2024 年 1 月 20 日起,国务院专利行政部门以电子形式送达的各种文件的送达日,适用修改后的专利法实施细则第四条的规定。</p> <p>第八条 自 2024 年 1 月 20 日起,国务院专利行政部门依照修改后的专利法实施细则第九条规定的期限向申请人发出保密审查通知、作出是否需要保密的决定。</p> <p>第九条 自 2021 年 6 月 1 日起,国务院专利行政部门依照专利法第二十条第一款的规定,对初步审查、实质审查和复审程</p>	<p>18 条の規定を適用して、自ら関連業務を行うことができる。</p> <p>第 3 条 2024 年 1 月 20 日より、出願人は改正特許法実施細則第 36 条、第 37 条の規定に基づき、優先権の回復、優先権主張の追加又は訂正を請求することができる。</p> <p>第 4 条 初回提出日が 2024 年 1 月 20 日以降の場合、出願人は改正特許法実施細則第 45 条の規定に基づき、先願書類を引用する形式により書類を補充提出することができる。</p> <p>第 5 条 分割出願の提出日が 2024 年 1 月 20 日以降の場合、出願人は、改正特許法実施細則第 49 条の規定に基づき、関連する副本を提出する必要はない。</p> <p>第 6 条 移行日が 2024 年 1 月 20 日以降の発明、実用新案国際出願について、出願人は、改正特許法実施細則第 121 条の規定に基づき、中国国内段階への移行手続を行う。 移行日から 2 ヶ月の期間満了日が 2024 年 1 月 20 日以降となる場合、出願人は、改正特許法実施細則第 128 条の規定に基づき、優先権の回復を請求することができる。</p> <p>第 7 条 2024 年 1 月 20 日より、国务院特許行政部門が電子形式で送達した各種書類の送達日は、改正特許法実施細則第 4 条の規定を適用する。</p> <p>第 8 条 2024 年 1 月 20 日より、国务院特許行政部門は、改正特許法実施細則第 9 条に規定される期限に基づき、出願人に秘密保持審査通知を発行し、秘密保持の要否の決定を下す。</p> <p>第 9 条 2021 年 6 月 1 日より、国务院特許行政部門は、特許法第二十条第一項の規定に基づき、予備審査、実体審査及び復審手続中の特許出</p>
---	--

<p>序中的专利申请进行审查。</p> <p>自 2024 年 1 月 20 日起，国务院专利行政部门依照修改后的专利法实施细则第五十条、第五十九条、第六十七条的规定，适用修改后的专利法实施细则第十一条对初步审查、实质审查和复审程序中的专利申请进行审查。</p> <p>自 2024 年 1 月 20 日起，请求人以不符合修改后的专利法实施细则第十一条的规定为理由，对国务院专利行政部门公告授予的专利权提出无效宣告请求的，国务院专利行政部门适用修改后的专利法实施细则第六十九条的规定进行审查。</p> <p>第十条 自 2024 年 1 月 20 日起，国务院专利行政部门对申请人依照专利法第二条第四款提交的、申请日在 2021 年 6 月 1 日以后的局部外观设计专利申请，适用修改后的专利法实施细则第三十条、第三十一条进行审查。</p> <p>第十一条 自 2024 年 1 月 20 日起，国务院专利行政部门对申请人认为申请日在 2021 年 6 月 1 日以后的专利申请存在专利法第二十四条第一项规定的情形提出的相关请求，适用修改后的专利法实施细则第三十三条第四款进行审查。</p> <p>第十二条 自 2024 年 1 月 20 日起，国务院专利行政部门对申请人依照专利法第二十九条第二款提交的、申请日在 2021 年 6 月 1 日以后的外观设计专利申请，适用修改后的专利法实施细则第三十五条进行审查。</p> <p>第十三条 对自 2021 年 6 月 1 日起公告授权的发明专利，专利权人依照专利法第四十二条第二款，自专利权授权公告之日起三个月内提出专利权期限补偿请求并缴纳相关费用的，国务院专利行政部门自 2024</p>	<p>願について審査を行う。</p> <p>2024 年 1 月 20 日より、国务院特許行政部門は、改正特許法実施細則第 50 条、第 59 条、第 67 条の規定に基づいて、改正特許法実施細則第 11 条を適用して、予備審査、実体審査及び復審手続中の特許出願について審査を行う。</p> <p>2024 年 1 月 20 日より、請求人が改正特許法実施細則第 11 条の規定に合致しないことを理由として国务院特許行政部門が付与公告した特許権について無効宣告請求を提出した場合、国务院特許行政部門は改正特許法実施細則第 69 条の規定を適用して審査を行う。</p> <p>第 10 条 2024 年 1 月 20 日より、出願人が特許法第二条第四項に基づいて提出した、出願日が 2021 年 6 月 1 日以降の部分意匠出願について、国务院特許行政部門は改正特許法実施細則第 30 条、第 31 条を適用して審査を行う。</p> <p>第 11 条 2024 年 1 月 20 日より、出願日が 2021 年 6 月 1 日以降の特許出願に特許法第二十四条第一項に規定される状況が存在するものとして出願人が提出した関連する請求について、国务院特許行政部門は、改正特許法実施細則第 33 条第 4 項を適用して審査を行う。</p> <p>第 12 条 2024 年 1 月 20 日より、出願人が特許法第二十九条第二項に基づいて提出した、出願日が 2021 年 6 月 1 日以降の意匠特許出願について、国务院特許行政部門は、改正特許法実施細則第 35 条を適用して審査を行う。</p> <p>第 13 条 2021 年 6 月 1 日以降に付与公告された発明特許について、特許権者が特許法第四十二条第二項に基づき特許権の付与公告の日から 3 ヶ月以内に特許権期間補償請求を提出し、かつ関連費用を納付した場合、国务院特許行政部門は</p>
--	---

年1月20日起适用修改后的专利法实施细则第七十七条至第七十九条、第八十四条进行审查。

专利权人自2021年6月1日起,依照专利法第四十二条第三款,自新药上市许可请求获得批准之日起三个月内提出专利权期限补偿请求并缴纳相关费用的,国务院专利行政部门自2024年1月20日起适用修改后的专利法实施细则第八十条至第八十四条进行审查。

前述请求的相关专利权在2024年1月20日前期限届满,国务院专利行政部门经审查认为符合补偿条件的,作出给予期限补偿的决定,补偿期限自原专利权期限届满之日开始计算。

专利权人在收费标准发布前,依照专利法第四十二条第二款、第三款提出专利权期限补偿请求的,可以在收费标准发布以后,依照国务院专利行政部门指定的期限缴纳本条所称相关费用。

第十四条 自2024年1月20日起,国务院专利行政部门对专利权人自2021年6月1日起依照专利法第五十条第一款对其专利实施开放许可提出的声明,适用修改后的专利法实施细则第八十五条至第八十八条进行审查。

第十五条 自2024年1月20日起,国务院专利行政部门依照修改后的专利法实施细则第一百零六条的规定对专利申请和专利权有关的事项进行登记,适用修改后的专利法实施细则第一百零七条的规定出版专利公报,公布或者公告有关内容。

第十六条 自2024年1月20日起,国务院专利行政部门对申请日在2022年5月5日以后的外观设计国际申请,适用修改后的专利法实施细则第一百三十六条至第

2024年1月20日以降に、改正特許法実施細則第77条～第79条、第84条を適用して審査を行う。

特許権者が、2021年6月1日以降に、特許法第四十二条第三項に基づき、新薬の上市許可請求が承認された日から3ヶ月以内に特許権期間補償請求を提出しかつ関連費用を納付した場合、国務院特許行政部門は、2024年1月20日以降に、改正特許法実施細則第80条～第84条を適用して審査を行う。

前記請求に関わる特許権の存続期間が2024年1月20日より前に満了したとしても、国務院特許行政部門が審査を経て補償条件を満たすと認めた場合は、期間補償の決定を下し、補償の期間は元の特許権の期間満了日より起算される。

特許権者が、料金徴収基準が公布される前に、特許法第四十二条第二項、第三項に基づいて特許権期間補償請求を提出した場合、料金徴収基準が公布された後、国務院特許行政部門が指定した期限に基づき本条でいう関連費用を納付することができる。

第14条 2024年1月20日より、特許権者が2021年6月1日以降に特許法第五十条第一項に基づいて提出したその特許についての開放実施許諾声明について、国務院特許行政部門は改正特許法実施細則第85条～第88条を適用して審査を行う。

第15条 2024年1月20日より、国務院特許行政部門が改正特許法実施細則第106条の規定に従って特許出願及び特許権に関する事項を登録する場合、改正特許法実施細則第107条の規定を適用して特許公報を出版し、関連する内容を公布または公告する。

第16条 2024年1月20日より、出願日が2022年5月5日以降の意匠国際出願について、国務院特許行政部門は改正特許法実施細則第136条～第144条を適用して審査を行う。

<p>一百四十四条进行审查。</p> <p>第十七条 本办法自 2024 年 1 月 20 日起施行。2023 年 1 月 11 日起施行的《关于施行修改后专利法的相关审查业务处理暂行办法》（国家知识产权局第五一〇号公告）、《关于加入〈海牙协定〉后相关业务处理暂行办法》（国家知识产权局第五一一号公告）同时废止。</p> <p>本办法仅涉及专利法及其实施细则与专利审查业务处理相关条款的过渡适用。</p>	<p>第 17 条 本経過措置は 2024 年 1 月 20 日より施行する。2023 年 1 月 11 日から施行された《改正特許法の施行に関する審査業務処理暫定弁法》（国家知識産権局第 510 号公告）、《「ハーグ協定」加盟後の関連業務の処理に関する暫定弁法》（国家知識産権局第 511 号公告）は同時に廃止する。</p> <p>本経過措置は、特許法及び実施細則の特許審査業務処理に関連する条項の経過措置に関してのみに適用される。</p>
--	---